

任意継続被保険者の皆様へ

特定受給資格者等である任意継続被保険者にかかる

「前納をなかったものとする」取り扱いについて

現在、倒産・解雇・雇止め等により失職された、雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」（以下「特定受給資格者等」という）の方の国民健康保険料（税）を軽減する制度（以下「軽減制度」という）の改正法案が国会へ提出されています（平成 22 年 4 月 1 日開始予定）。

この軽減制度は、離職の翌日からその翌年度末までの間、前年の給与所得を 30/100 として算定することから、失業後に「任意継続被保険者」となった場合よりも納めるべき保険料が低くなる方が多くなると考えられています。

このため、特定受給資格者等である任意継続被保険者のうち、保険料を「前納」した後になってこの軽減制度をお知りになった方につきましては、申出により当該前納を初めからなかったものとして取り扱うことができるようになりました。

【1】申出ができる方について

平成 22 年 4 月分以降の保険料を前納している特定受給資格者等である任意継続被保険者。

【2】申出方法について

別紙「申出書」に、雇用保険受給資格者証の第 1 面の写しを添えて、当健康保険組合にご提出ください。

【3】前納済保険料の精算について

申出日の翌月以降分の納付済保険料をお返しすることとなります。なお、この申出はあくまでも「前納を初めからなかったものとする」ためのものであるため、経過済期間の割引もなされなかったこととなります。よって返還保険料より補填（充当）した後の金額をお返しすることとなります。

【4】国民健康保険への切替（任意継続被保険者の資格喪失）について

申出日の翌月 10 日（土・日・祝祭日の場合、翌営業日）が本来の任意継続被保険者にかかる保険料の納付期限となることから、納付期限までに納付されなかったものとみなし、同月 11 日（土・日・祝祭日の場合、翌営業日）が資格喪失年月日となります。よって、その資格喪失後、国民健康保険の被保険者となり得ることとなります。

（注）この制度は、現在国会に提出されておりますが正式に成立はいたしておりません（平成 22 年 3 月 30 日現在）。そのため、保険者（市区町村、等）においても詳細が決まっていない場合もありますので、確認等の際はご注意ください。

お問い合わせにつきましては、当健康保険組合 業務部 業務 1 課（☎3830-6613）までお願いいたします。

任意継続被保険者
前納保険料精算 申 出 書

平成 年 月 日 申 出

東京都電機健康保険組合理事長 殿

平成 年 月 日に行った保険料の前納分については、初めからなかったものとするよう
申出を行いますので、前納した保険料について精算していただきますようお願いいたします。

任意 継続 被 保 険 者 本 人 欄	被保険者証の記号・番号					生 年 月 日				備 考				
	9	0	0	0	-	5:昭和 7:平成	年	月	日					
	氏 名		(フリガナ)								印			
	住 所		郵便 番号		(フリガナ)				電話 ()					

支 払 振 込 先	振込銀行名	銀行 信金 信組				本・ 支店名		本店 支店					
	預 金 種 別	普通・当座	口座番号	(フリガナ) 口座名義									

- (注) ・ 申出の際は、この申出書のほかに「雇用保険受給資格者証」の第1面の写しを添えてご提出ください。
・ 保険料を前納されました領収書をご返送ください。

受付日付印